

答申第 563 号

平成 23 年 11 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 23 年 1 月 17 日付けで諮問された補助事業遅延等報告書等一部非公開の  
件（諮問第 613 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の商店街協同組合から提出された補助事業遅延等報告に関する文書のうち、不服申立ての対象となった個人名並びに組合員からの質問状及び組合からの回答書の写しを非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）が神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出した平成20年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金に係る補助事業遅延等報告に関する文書（以下「本件行政文書」という。）を、知事が平成22年10月18日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる情報等（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める、というものである。

ア アーケード改修工事遅延経緯のうち、個人名（以下「本件個人名」という。）

イ 組合員からの質問状及び本件組合からの回答書の写し（以下「本件質問状等」と総称する。）

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

本件個人名は、商業観光流通課（平成22年4月1日から商業流通課。以下「担当課」という。）の職員が不服申立人に対し明らかにしており、非公開とする理由はない。

イ 条例第5条第5号該当の点について

(ア) 実施機関は、提出させる必要性がない本件質問状等を、第三者の同意なしに本件組合から任意提供させ、また、事実隠ぺいのために「公にしない」との条件を付与したのであるから、この非公開条件には合理性がない。

(イ) 本件質問状等の提出時に本件組合と実施機関との間で非公開条件の合

意があったか否かについて、本件組合、実施機関ともに事実関係の説明には応じていない。

(ウ) 実施機関が非公開条件を理由に情報公開を拒否するのであれば、同意なしに文書を提供された第三者は、当該文書を確認する方法がない。

(エ) 補助事業の中止により、任意提供の時点とは事情が変わっている。

(オ) 不服申立人が本件組合に提出した文書を取得した実施機関が情報公開に応じず、事実関係も説明しないというのであれば、今後も不当な文書取得が横行するおそれがあり、情報公開制度の目的に反することになるから、不服申立人の公開の必要性をしん酌し、非公開情報には該当しないとすべきである。

(カ) 不服申立人が行った情報公開請求に対し、自社情報であることに配慮して公開決定がされたと思われる事例がある。

本件についても、実施機関の文書取得の経緯を考慮した上で、少なくとも自社情報に関する文書は公開されることを求める。

### 3 実施機関（商工労働局産業部商業流通課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

商店街施設整備事業費補助事業は、商店街の活性化を図ることを目的として、市町村長と協調して、知事が補助金を交付するものである。

本件行政文書は、本件組合が平成20年10月30日に知事に提出した、平成20年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書及びアーケード改修工事遅延経緯（以下「本件報告書」という。）並びに本件報告書と併せて提出した本件質問状等から構成されている。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

ア 本件個人名は、特定の個人が識別される情報であり、条例第5条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないため非公開とした。

イ 担当課の職員が不服申立人に本件個人名を情報提供した事実は、把握していない。

また、不服申立人が情報提供を受けたことは、本件個人名を公開すべき理由にはならない。

### (3) 条例第5条第5号該当性について

ア 本件質問状等は、アーケード改修事業又はアーケード運営費について、本件組合及び組合員である不服申立人との間で交わされた質問と回答に関する文書と、別の組合店舗所有者からの事前の質問に対する本件組合からの回答の文書である。

本件質問状等は、実施機関の対応の参考とするため、公にしないことを条件に本件組合から任意に提出させた文書であり、非公開とした。

イ 補助事業遅延に係る事故の理由を立証する書類としては、本件組合が作成したアーケード改修工事遅延経緯で足りると判断したが、組合員の総意として補助事業が予定どおり施工できるかを確認する必要があると、事務執行の参考として、疑義等の内容がより詳細に分かる本件質問状等を併せて提出させた。

ウ 本件質問状等は、本件組合と組合員等との間で直接交わされた文書であり、組合員等の利害に関する情報が含まれることから、実施機関から公にしない旨を本件組合に説明して提出を求め、本件組合はこれを条件として提出したものである。

エ 本件行政文書に対する情報公開請求があったため、条例第12条第1項の規定に基づき意見書提出の機会を付与し、本件組合の意向を確認している。

オ 本件質問状等の提出の経緯について、提出時の記録はないが、関係文書は見直しており、従前の説明に変更すべき点はない。

カ 補助事業が中止されても、本件質問状等は、通例として公にしないと考えられる性質の文書であることは変わらず、非公開条件を付することは合理的である。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭

による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

不服申立人からは、口頭による意見の聴取の際に陳述書が提出されたほか、当審査会に本諮問案件が諮問されて以降、意見書、補充書等の文書が提出された。

当審査会としては、不服申立人から提出されたこれらの文書に基づき答申することは十分可能であると判断し、前記聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件組合が平成20年10月30日に知事に提出した本件報告書及びこれと併せて提出した本件質問状等である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件個人名は、特定の組合員名及び組合関係者名であり、これらの情報は、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 不服申立人は、本件個人名は、担当課の職員が不服申立人に対し明らかにしていることから公開すべきであると主張している。

担当課の職員が本件個人名を不服申立人に対し明らかにした事実があったとしても、実施機関が本件個人名を何人にも公表し、又は公表を予定しているとは認められないことから、本件個人名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 本件個人名は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第5号該当性について

ア 条例第5条第5号本文該当性について

(ア) 条例第5条第5号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とすることができると規定している。

(イ) 補助事業遅延等報告書に添付すべき具体的な書類については、神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付要綱には特段の規定がないと認められる。

(ウ) 実施機関は、補助事業遅延に係る事故の理由を立証する書類としては、本件組合が作成した「アーケード改修工事遅延経緯」で足りると判断したと説明している。

(エ) 本件質問状等は、本件組合と組合員等との間で直接交わされたものであり、補助事業に対する疑義等の具体的内容のほか、遅延理由とは直接関係がない内容が記載されている。また、アーケードの運営等について、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることが認められる。

このような情報の性質から、本件質問状等は、本件組合が補助事業の目的を達成するために通常提出する義務がある文書とは認められない。

(オ) 本件質問状等の提出の経緯について、実施機関は、補助事業が遅延しているという当時の状況の下で、遅延理由の立証はアーケード改修工事遅延経緯に記載された内容で足りると判断したものの、組合員の総意として補助事業が予定どおり施工できるかを確認する必要がある、実施機関から本件組合に対し提出を依頼したと説明している。

(カ) 本件組合から提出された意見書から、本件組合は、公開しないことを条件に本件質問状等を任意に提出することについて合意していたことが認められる。

(キ) 本件質問状等の情報の性質は前記（エ）のとおりであり、当該文書は、第三者に内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえ、法人等における通例として公にしないものであって、本件組合が実施機関に提出するに当たって公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。

また、補助事業の中止によっても、非公開条件を付することの合理性が失われるほどの事情の変更は、特段認められない。

(ク) したがって、本件質問状等は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ、条例第5条第5号本文に該当すると判断する。

(ケ) なお、不服申立人は、実施機関が本件質問状等を取得した経緯から、当該文書に対する非公開条件の付与は不合理であると主張しているが、実施機関による本件質問状等の取得には、前述のとおり特段不合理な点は認められない。

イ 条例第5条第5号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第5号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生しているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合であって、このような危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要であると認められる情報である。

(イ) 本件質問状等に記載されている情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、条例第5条第5号ただし書に該当しないと判断する。

(6) 自社に関する情報の公開について

ア 不服申立人は、本件情報のうち不服申立人の自社情報に該当する文書は公開すべきであると主張している。

イ 条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であるから、諾否の判断に当たっては、公開請求者の目的は考慮されないものであるため、不服申立人の主張は採ることができない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年1月17日	○ 諮問
1月21日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2月7日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2月9日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3月2日	○ 不服申立人から意見書を受理
5月16日 (第108回部会)	○ 審議
6月14日 (第109回部会)	○ 審議
6月20日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7月4日 (第110回部会)	○ 審議
9月30日 (第111回部会)	○ 審議
10月24日 (第112回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会）	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会）	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成23年11月17日現在) (五十音順)